9．リース取引の会計処理

リース料総額が、３百万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費等」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

（重要な債務負担行為）　（単位：円）

契　約　件　名	契約金額	翌年度以降の支払予定金額
東京農工大学施設保全業務	134,475,120	90,529,920
新事務棟事業契約　一式	776,520,000	776,520,000
電子計算機システム	643,679,940	493,487,954

（金融商品の時価等の注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債等に限定し、資金調達については民間金融機関からの借入れを行っている。

資金運用に当たっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債、譲渡性預金及び文部科学大臣の指定する有価証券として特別の法律により法人の発行する債券のみを保有しており、株式等は保有していない。

長期借入金の使途は、農学部附属動物医療センター、小金井学生寄宿舎の改修事業及び府中学生寄宿舎の新営資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的債券	1,411,400,227	1,381,447,000	△　29,953,227
⑵　現金及び預金	2,227,906,925	2,227,906,925	—
⑶　未収学生納付金収入	44,640,600		
徴収不能引当金（＊２）	△　914,780		
	43,725,820	43,725,820	—
⑷　未収入金	142,663,227	142,663,227	—
⑸　借入金	(875,991,550)	(873,736,919)	(△　2,254,631)
⑹　リース債務	(298,424,632)	(298,760,317)	(335,685)
⑺　未払金	(1,714,786,795)	(1,714,786,795)	—

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（＊２）　未収学生納付金収入に過去３年の徴収不能実績率を乗じて算定した徴収不能引当金を控除している。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

⑵　現金及び預金、⑶　未収学生納付金収入及び⑷　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収学生納付金収入のうち未収授業料債権については、過去３年の徴収不能実績率による徴収不能見込額により、時価を算定している。

⑸　借入金及び⑹　リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入れ又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑺　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（資産除去債務）

１．資産除去債務の概要

当法人所有の建物における石綿障害予防規則等の規定に基づくアスベスト除去義務や研究機器等におけるフロン回収・破壊法に基づくフロンガス除去義務等である。

２．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から４年～47年と見積もり、割引率は、0.397％～2.285％を使用して資産除去債務の金額を計算している。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	62,381,967
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,006,391
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	63,388,358

（退職給付に係る注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。